

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起と翌日)  
休日は、その  
当日起と翌日)

## 鳥取県告示第四百五十三号

当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第四条第一項の規定に基づき当せん金付証票を次のとおり発売するので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### ◇告 示

### 目 次

- 当せん金付証票の発売(財政課)
- 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
- 町の区域の変更(△)
- 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
- クリーニング師の研修の指定(県民生活課)
- 土地改良区の役員の退任(農村整備課)
- 土地改良事業計画の決定(△)
- 県営土地改良事業の工事の完了(△)
- 保安林の指定予定(森林保全課)
- 土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可(△)
- 開発行為に関する工事の完了(△)
- ◇教委告示
- ◇公安告示
- ◇調達公告
- ◇正 誤 平成九年六月二十七日付鳥取県告示第四百四十五号中訂正

告 示

- 一 名称  
ジャパンエキスポ鳥取'97山陰・夢みなど博覧会記念宝くじ
- 二 発売等の事務の委託を受けた銀行の商号及び所在地  
株式会社 第一勵業銀行
- 三 発売の数及び総額  
発売の数 六四〇、〇〇〇枚
- 四 発売の総額 一二八、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 証票形式  
一枚二〇〇円
- 六 被封式(インスタンクトくじ)
- 七 発売期間  
平成九年七月十一日(土)から同年九月二十八日(日)まで
- 八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
一等	一〇〇、〇〇〇円	一六〇本
二等	一〇、〇〇〇円	八八〇本
三等	五、〇〇〇円	一、七六〇本
四等	一、〇〇〇円	八、九六〇本
五等	一一〇〇円	六四、〇〇〇本

## 八 注意事項

1 二の銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領できない。

2 証票は、転売できない。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年七月一日

新たに生じた土地の位置（平成九年六月三日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
賀露町字西浜一七二一の一一三一、一七五七の八一二、一八三、一七五七の一一二五及びこれらと一体をなす国有地の地先をなす国有地の地先	一〇八、二四四・一七平方メートル

区域を変更する町の名称  
同上の区域（平成九年六月三日現在の地番による。）

賀露町

賀露町字西浜一七二一の一一三一、一七五七の八一二、一八三、一七五七の一一二五及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年七月一日

（以下別表のとおり）

## 鳥取県告示第四百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、平成九年七月一日からその効力を生ずる。

## 鳥取県告示第四百五十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類	
		題名及び号数	発行記号等 発行所名
5759	雑誌その他 の刊行物	困 惑 な 情 欲	ACNY-27 キヤンディー コ-ボレーション
5760	"	ア ク シ ョ ン 写 真 豊	11435-04 株式会社サン出版
5761	"	Namper(しきうとグラフィック・ナンバー) DON'T 4月号増刊	06778-04 雑誌株式会社サン出版
5762	"	お 元 気 ギ ャ ル No.35	18324-325 雑誌株式会社蒼竜社
5763	"	オ レ ン ジ 通 信 1997. 4	雑誌コード02189-04 株式会社東京三世社
5764	"	熱 写 素 ポ ー イ 1997. 4月号	雑誌コード07055-4 株式会社東京三世社
5765	"	熱 写 ポ ー イ ジ ュ ニ ア 1997. 4 VOL. 7	雑誌コード07056-4 株式会社東京三世社
5766	"	ド ク タ ー チ エ ツ ク S 1 0 6	ハーフブレイギルズ ナノバニ
5767	"	エ ク ス タ シ 一 リ ッ プ ス	ISBN-06-25 32-BEH-05 ピュア・プロ
5768	"	熱 烈 热 女 大 図鑑	雑誌コード05514-1 株式会社明文社
5769	"	C H O ~ イ ケ て る !!	雑誌07030-3 雄出版社

鹿取県知事長認印四月十七日  
クニー・リハケ業法(昭和11十五年法律第117号)第8条の1規定に依り認定を受けて  
上記の額額の印上を因んだるの表示を認定したので、次の如く記載する。

平成九年七月一日

鹿取県知事 沢 田 明 次

5770	"	超 天 然 素 人 娘	雑誌コード16217-3 雄出版社
5771	"	素 人 ナ ン バ 通 信 1997・SPRING VOL.12	雑誌コード16674-3 株式会社ラン出版
5772	"	漫 画 ュ ー ト ピ ア 平成9年7月号	雑誌08937-7 株式会社笠倉出版社
5773	"	漫 画 ラ ブ ト ピ ア スペシャル 平成9年7月号	雑誌18349-7 株式会社蒼竜社
5774	"	漫 画 ア イ ド ル 1997.7月号	雑誌コード01453-7 辰巳出版社
5775	"	C O M I C ダ ツ シ ュ 漫画ダイナマイト7月増刊号	雑誌コード05980-7/15 辰巳出版社
5776	"	女 子 校 生 実 態 ビ デ オ K O G A L Z O K U	オフィスブループ
5777	"	録画テープ 5777	P V - 003 pal VIDEO
5778	"	卒 業 GOOD BYE 少 女 VG-06	不 明

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター  
東京都新宿区四谷四丁目三

二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会 称	場 所	在 地
平成9年七月十三日	県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根五二九一二	

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県  
営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業東因幡地区農道整備、農業用排水及び  
区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次  
のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県  
営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業東因幡地区農道整備、農業用排水及び  
区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次  
のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成9年七月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場及び岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦  
覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律  
第二百九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成9年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西村達雄 東伯郡赤崎町大字出上三八六  
平成九年三月二十六日退任

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油財源身替農道整備事業大名地区 農道整備	平成九年三月三十一日

## 鳥取県告示第四百六十一号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 事業施行期間

平成九年七月一日から平成十六年三月三十一日まで

## 二 施行地区

鳥取市古海字鷦鷯の全部並びに字上鷦鷯、字下鷦鷯、字鷦鷯東、字大久保田、字鶴田及び字東開発ノ一の各一部、徳尾字開発及び字常念田の各一部並びに徳吉字下崎高下、字二ツ隈及び字彌三郎田の各一部

## 三 事務所の所在地

鳥取市千代水四丁目一八 東部ビル内

## 四 設立認可の年月日

平成九年六月二十五日

## 五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

## 六 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 3 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第四百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市緑ヶ丘南土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市堀川北土地地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 事業施行期間

変更なし

二 施行地区

変更なし

三 事務所の所在地

変更前 米子市加茂町一丁目一

米子市役所都市開発部区画整理課内

変更後 米子市西福原九丁目六一六

四 設立認可の年月日

平成九年四月十五日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十日まで

六 広告の方法

事務所の掲示場及びその組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成九年六月二十四日

**鳥取県告示第四百六十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月十六日 鳥取県指令米土維十第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一九一一

株式会社ショーホク

代表取締役 松谷 佳興

**教育委員会告示第十号**

平成十年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成九年七月一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 雄

端

平成10年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

**1 基本方針**

平成10年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書と、学力検査の成績等を併せて、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

**2 調査書**

- (1) 調査書は、平素の学習の記録、行動の記録等について記入するものとする。
- (2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項

については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の共通履修としての英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち共通履修としての英語以外の教科については、3段階評定とする。

### 3 出願（推薦入学を除く。以下4から7までにおいて同じ。）

- (1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一高等学校の他の課程、学科又はコースを志願することができる。
- (2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志願先を変更することができる。

### 4 学力検査

#### (1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択する。）。

#### (2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出題する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出題する。

#### (3) 実施期日

平成10年3月10日（火）

#### (4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

#### (5) 傾斜配点

高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて、特定の教科の学力検査成績に傾斜配点することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。

傾斜配点ができる教科数は1教科又は2教科、傾斜倍率は1.5倍又は2倍とする。

### 5 面接

#### (1) 実施期日

平成10年3月10日（火）又は同月11日（水）

#### (2) 実施方法等

別に定める。

### 6 実技検査

高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて実技検査を実施することができる。この場合には、その結果を評点化することができる。

#### (1) 実施期日

平成10年3月10日（火）又は同月11日（水）

#### (2) 実施方法等

別に定める。

### 7 選抜方法

高等学校長は、1の基本方針に基づき、中学校長から提出された調査書と学力検査の成績等を併せて選抜を行ふ。

選抜に当たっては、第3学年の各教科（選択教科は、共通履修としての英語のみとする。）の評定点の合計と学力検査の得点（特定の教科に傾斜配点を行った場合は傾斜配点後の得点とする。）をもとに、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録（第3学年の共通履修としての英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）、面接の結果、実技検査の結果等について具体的な取扱いの基準を定め、総合的に判定する。また、過年度中学校卒業者については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。

### 8 合格発表

高等学校長は、合格者の発表を行う。

(1) 実施期日

平成10年3月17日(火)

(2) 実施方法等

別に定める。

9 海外帰国生徒に対する配慮

海外帰国生徒に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国生徒とは、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

10 再募集

入学確定者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

11 推薦入学

高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。

(1) 実施期日

平成10年2月2日(月)

(2) 實施方法等

別に定める。

12 その他

(1) 4の(5)の傾斜配点、6の実技検査及び11の推薦入学の実施高等学校、実施方法(傾斜配点する教科、傾斜倍率、実技検査の配点、推薦募集人員等)などは、県教育委員会においてとりまとめ、できるだけ早い時期に公表するものとする。

(2) 県立米子高等学校では、平成10年度に総合学科を設置することとしており、当該

学科の通学区域を全県一区とともに、募集定員のうち、推薦入学者選抜に係る募集人員について拡大を図ることとしている。

**鳥取県公女寮監修規則第十項**

次の遊技機の製造による販賣、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十九年法律第二十一号)第百十一条第一項の技術上の規格は廃止する旨記載されたものや、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規定(昭和六十年国家公女寮監修規則第二項)第九条第一項の規定によるものとする。

平成九年七月一日

鳥取県公女寮監修規則

監

申請者	氏名又は名称	京楽産業株式会社			
申請者	住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8			
申請者	法人にあってはその代表者の氏名	榎本 宏			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造番	検定号
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に係する規則第6条第1号イ該当機	C R 華観月Z	京楽産業株式会社	700156	平成9年7月1日から3年間

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	アイジーテイージャパン株式会社			
申 請 者 の氏名	住所	東京都港区愛宕一丁目3-4			
法人にあってはその代表者 の氏名	法人にあってはその代表者 の氏名	スコット・ワインゼラー			
遊戲機 の種類	遊戲機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式 遊戯機	遊戲機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	ジョーカーゲーム イルド	アイジーテイ ジャパン 株式会社	740076	平成9年7月1日 から3年間
申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社北電子			
申 請 者 の氏名	住所	東京都板橋区板橋一丁目24-3			
法人にあってはその代表者 の氏名	法人にあってはその代表者 の氏名	小林昭子			
遊戲機 の種類	遊戲機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式 遊戯機	遊戲機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	スマーメイド	株式会社 北電子	740075	平成9年7月1日 から3年間
申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社ソフィア			
申 請 者 の氏名	住所	群馬県桐生市境野町七丁目201			
法人にあってはその代表者 の氏名	法人にあってはその代表者 の氏名	井置 定男			
遊戲機 の種類	遊戲機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ 遊戯機	遊戲機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号該当機	CRラッキート マトZ	株式会社 ソフィア	700153	平成9年7月1日 から3年間

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年7月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事名 一般国道179号道路改良工事(円谷トンネル)  
 2 工事場所 東伯郡三朝町大字今泉地内から倉吉市円谷地内まで  
 3 工事概要 トンネル延長 1,090m

4 工期 平成12年3月20日まで

5 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる基準をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の各構成員が一体となって工事を実行する共同施工方式とする。  
 イ 共同企業体の構成員は、3社によるものとする。  
 ウ 共同企業体の代表者は、最も大きな実行能力を有する者とする。  
 エ 各構成員の出資比率は20パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中最もとする。  
 オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること  
ができない。

(2) 共同企業体の構成員の資格

平成9年7月1日

## 鳥取県公示

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

ウ 平成9年6月鳥取県告示第445号（建設工事に係る一般競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は開札の日までに有する見込みがあること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間に係る直近の営業年度の終了の日を審査基準日とするものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。

オ 平成9年7月1日（火）から同年8月25日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 昭和57年度以降に、道路トンネルを元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

キ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

## (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

イ 昭和57年度以降に、完成検査を終了している延長1,000m以上の道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請け又は共同企業体の代表者として施工した実績があること。

ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 昭和57年度以降に、同種工事の経験を有する者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。

## (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

土木一式工事について建設業法第15条第2号イに該当する者で、監理技術者資格者証の交付を受けているものを本件工事に専任で配置できること。

## (5) 資格に関する問い合わせ先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 電話 0857-26-7347

## 6 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

## (1) 支付期間及び時間

平成9年7月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

## (2) 交付場所

倉吉市東巣城町2 中部総合事務所内  
鳥取県倉吉土木事務所総務課庶務係 電話 0858-23-3212

## (3) 設計図書の入手方法

(2)の場所に問い合わせること。

## 7 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により、共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書、その他の書類（以下「申請書等」という。）を持参し、5の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

## (1) 提出期間

平成9年7月1日 平成9年7月11日

- 平成9年7月1日（火）から同月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出場所  
5の(5)に同じ。
- 8 入札手続等
- (1) 入札書の提出方法  
持参又は郵送（ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。）とする。
- (2) 入札執行の日時  
平成9年8月25日（月）午後1時30分。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月22日（金）午後5時とする。
- (3) 入札執行の場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂（本庁舎1階）
- (4) 郵送による入札書の提出先  
5の(5)に同じ。
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (6) 入札保証金  
免除
- (7) 入札の無効  
5の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。
- (8) 落札者の決定方法  
鳥取県建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。
- (9) 入札に当たっての留意事項  
ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
- 積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。  
ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたときは、入札の執行を中止することがある。  
エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。
- 9 入札後の留意事項
- (1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出すること。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 契約保証金  
落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。  
ア 契約保証金の納付  
イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供  
ウ 金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証  
エ 公共工事履行保証証券による保証  
オ 履行保証保険契約の締結
- (4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前払い及び同規則第65条第1項に規定する部分払いについては、入札説明書のとおりとする。
- 10 契約担当部局  
〒680-70 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県土木部道路課路政係 電話 0857-26-7353

平成9年7月1日 火曜日

## 鳥取県公報

## 11 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(5)に同じ。

(2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

(3) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。

(4) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

## 12 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Endani Tunnel
- (2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5 : 00PM 15, July, 1997
- (3) The date and time for the submission of tenders : 1 : 30PM 25,August, 1997 (Tenders submitted by mail must be received by 5 : 00PM 22, August , 1997)
- (4) A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 220 Higasi-machi Tottori-shi 680-70 Japan, TEL 0857-26-7347

別表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事 ふじ・土工・コンクリート工事
ほ装工事	鋼構造物工事 ほ装工事
鋼橋工事	鋼構造物工事
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
港湾工事	土木一式工事 しゅんせつ工事
機械設備工事	機械器具設置工事 鋼構造物工事
塗装工事	塗装工事
造園工事	造園工事
坑井工事	坑井工事
一般建築工事	建築一式工事 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 鉄筋工事
管工事	管工事 熱絶縁工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事
建具工事	建具工事 ガラス工事
内外装工事	左官工事 タイル・れんが・ブロック工事 防水工事 石工事 内装仕上工事

平成九年六月十七日付鳥取県告示第四百四十五号（建設工事に係る一般競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）中次の箇所の誤りがあつたので、訂正する。

四頁下段「行田山」行田の間に次のよへに加へる。

13 平成9年7月1日 火曜日

鳥取県公報

第6889号

屋根工事	板金工事	電気工事	通信設備工事	交通安全施設工事	法面処理工事
電気通信工事	電気通信工事	消防施設工事	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	防水工事